

第10回西脇市自治基本条例検討委員会次第

○平成24年5月30日(水) 午後7時00分から
○西脇市生涯学習まちづくりセンター
2階 会議室2

1 開 会

2 市民憲章朗唱

3 市長との懇談会

(1) 検討委員会案の提出

(2) 検討委員会委員からの感想

(3) 市長からの感想

(4) 懇談

(5) その他

○今後の活動について

○自治基本条例市民フォーラムの開催時期について

4 その他

今後の予定

○第11回西脇市自治基本条例検討委員会 平成24年 月 日 () 19:00～

○まちかどミーティング日程

平成24年6月20日(水) 19:00から	西脇地区	西脇区コミセン
平成24年6月21日(木) 19:00から	黒田庄地区	黒っこプラザ
平成24年7月2日(月) 19:00から	比延地区	こみせん比也野
平成24年7月3日(火) 19:00から	芳田地区	芳田の里ふれあい館
平成24年7月9日(月) 19:00から	日野地区	サンパル日野
平成24年7月12日(木) 19:00から	野村地区	野村町公民館
平成24年7月17日(火) 19:00から	津万地区	大野隣保館
平成24年7月23日(月) 19:00から	重春地区	板波町公民館

5 閉 会



西脇市民憲章

わたしたち西脇市民は

- 明朗で誠実な人になりましょう
- 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 青少年の夢と希望を育てましょう

平成24年5月30日

西脇市長 來 住 壽 一様

西脇市自治基本条例検討委員会
委員長 中 川 幾 郎

西脇市自治基本条例検討委員会条例案について

みだしのことについて、当検討委員会において検討を重ねた結果、別添のとおり案を作成いたしましたので提出します。

西脇市自治基本条例（原案）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 基本理念及び基本原則（第3条－第7条）
 - 第3章 情報の共有のための制度（第8条－第11条）
 - 第4章 参画と協働のための制度（第12条－第14条）
 - 第5章 住民投票（第15条・第16条）
 - 第6章 地域自治組織等（第17条・第18条）
 - 第7章 市民・議会・執行機関等の役割責務等
 - 第1節 市民（第19条－第21条）
 - 第2節 議会（第22条－第24条）
 - 第3節 市長及び市職員（第25条・第26条）
 - 第8章 市政運営（第27条－第39条）
 - 第9章 連携（第40条－第42条）
 - 第10章 条例の位置付けと見直し（第43条・第44条）
- ### 附則

わたしたちのまち西脇市は、加古川、杉原川、野間川の水の恵みに育まれた自然豊かなまちで、「播磨国風土記」にも記されたように、古代から人々が連綿と生活を営んできました。先人たちがたゆまぬ努力でこの地を守り、独自の文化の上に播州織、播州釣針、黒田庄和牛といった特色ある産業を育て、今日の礎を築いてきました。また、日本標準時の東経135度と北緯35度が交差する地理的な特徴を生かし、『日本のへそ』を掲げた個性あるまちづくりに努めています。

21世紀を迎え、急激に社会や経済環境が変化しています。多様化する地域の課題を解決するため、地方分権に基づき、改めて西脇市の自治のあり方を見つめ直す時が来しました。

わたしたちは、日本国憲法に掲げられた基本的人権を大切にしながら、人と人との絆を深め、地域と地域が交流し、皆が支えあうまちを、自らの手づくりあげ、次の時代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、一人ひとりが、より一層郷土を愛する心を培い、自治の主体は市民であるという自覚を持ち、身近なところから地域社会及び市政の運営に参画すること、そしてさまざまな主体の協働による自治を創造することが必要です。

わたしたちは、今ここに、自治の基本理念を共有し、学び、育ち合いながら、地域の個性や自主性を尊重したまちづくりに取り組むことを決意して、本市の自治の最高規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、西脇市における自治の基本理念と主権者である市民の権利及び責務を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に利害関係を有すると市長が認めるものをいいます。
- (2) 市 議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市民が自主的・主体的に関わることをいいます。
- (5) 協働 自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携することをいいます。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、自治を推進するものとしします。

- (1) 自治の主体は市民であり、市は主権者である市民の意思を適切に反映した信託に基づく市政を推進します。
- (2) 性別や年齢、国籍、民族、思想信条などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、自治の推進に当たっては、その個性及び能力が十分発揮される地域社会を形成します。
- (3) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続可能な共生社会を形成します。

(補完性の原則)

第4条 市民及び市は、自治を推進するに当たって、まず市民自らが身近なところから協議や実践を行い、それを地域が、さらに市が補完していくことを原則とします。

(多様性の尊重)

第5条 市民及び市は、多様な価値観を持つ人々の交流が豊かな自治

につながることを認識し、男女共同参画や多文化共生などの理念を尊重することを原則とします。

(情報の共有)

第6条 市民及び市は、自治の推進に必要な情報を共有することを原則とします。

(参画と協働)

第7条 市民及び市は、自治を推進するため、それぞれの役割及び責務に基づいて公共の領域を担い、参画と協働を推進することを原則とします。

第3章 情報の共有のための制度

(情報の提供)

第8条 市は、広報及び広聴の充実を図ることにより、市民がまちづくり活動に必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するものとします。

2 市は、情報の提供に当たっては、広報紙、ホームページ等を積極的に活用し、市政に関する情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供するものとします。

(情報の公開)

第9条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければなりません。

(個人情報の保護)

第10条 市は、市民の基本的な人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。

2 市は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、個人情報を一定の手続きを経て市民団体等に提供することができます。

(市民間の情報の共有)

第11条 市民は、互いにまちづくり活動に関する情報の交換を行い、情報の共有に努めるとともに、まちづくり活動を行うものは、その活動内容を積極的に公開するよう努めるものとします。

2 市民は、前項に規定する情報の共有に当たっては、個人情報の保護に十分配慮しなければなりません。

第4章 参画と協働のための制度

(参画への保障)

第12条 市は、市民参画による市政を推進するための制度及び施策を

講じ、広く市民が参画する機会を保障しなければなりません。

2 市は、参画と協働を推進するため、市民に情報の提供を行うとともに、啓発を行い、学習の機会を提供するものとします。

3 市は、市民が市政に参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければなりません。

(参画の推進)

第13条 市は、政策の立案、実施、評価及び見直し過程への市民参画を保障するため、次に掲げる事項については、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。ただし、緊急を要する場合等は、この限りではありません。

(1) 市の重要な基本計画、方針等の策定、変更又は廃止

(2) 市の基本的な制度を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭の徴収に関するものを除く。）の制定、改正又は廃止

(3) 市民生活に重大な影響を及ぼすと市が認める施策の実施、変更又は廃止

2 市は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等適切な方法で実施するものとします。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な周知期間を設けなければなりません。

3 市民は、市に意見を提出するときには、市民間で討議を行うよう努めるものとします。

4 市は、前項に規定する討議を促進するため、情報提供、意見交換の機会の提供等を行うよう努めるものとします。

(審議会等の運営)

第14条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、市民の多様性に配慮した委員構成に努めるとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募するものとします。

2 執行機関は、審議会等の会議、会議資料及び会議の記録について、法令等に定めのあるものを除き、原則として公開するものとします。

第5章 住民投票

(住民投票)

第15条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めるものとします。

3 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求及び発議)

第16条 本市において選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票実施に関する条例の制定を市長に請求することができます。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票実施に関する条例を議会に提出しなければなりません。

3 議員は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、また、市長は必要に応じ、住民投票実施に関する条例を議会に提出することができます。

4 市長は、前2項に定める条例が可決されたときはこれを実施しなければなりません。

第6章 地域自治組織等

(地域自治協議会)

第17条 市民は、地域の特性を生かした地域自治を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する地域自治組織（以下「地域自治協議会」といいます。）を設立することができます。

2 一つの地域には、一つの地域自治協議会のみを設立することができます。

3 地域自治協議会は、公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとしします。

4 地域自治協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ主体的に地域自治の推進取り組むものとしします。

5 市は、市民主体の地域自治を推進するため、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとしします。

6 地域自治協議会に関して必要な事項は別に定めるものとしします。

(市民公益活動)

第18条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利かつ公益的な市民団体の活動を尊重するとともに、その活動に対して必要な支援を行うものとしします。

第7章 市民・議会・市長等の役割・責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第19条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。

2 市民は、地域における自治活動、その他の公益的活動を推進するため、主体的に組織をつくり、自立した活動を行う権利を有します。

3 市民は、自ら考え行動するため、生涯にわたり学ぶ権利を有します。

4 市は、前項の目的を達成するため、市民が生涯にわたり学ぶ機会を保障するよう努めます。

（市民の役割及び責務）

第20条 市民は、主権者として自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し助け合うとともに、協働による自治の推進に努めます。

2 市民は、自治の推進に当たっては、次世代にも配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めます。

3 市民は、市政の運営に関し、議会及び執行機関が市民の信託に的確にこたえているか注視するよう努めます。

4 市民は、前条第1項に定める権利の行使に当たっては、自らの行動及び発言に責任を持たなければなりません。

（事業者の役割及び責務）

第21条 事業者は、自らの社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進するとともに、公益的な活動への積極的な参加及び支援を行うよう努めるものとします。

第2節 議会

（議会の役割等）

第22条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する基本的な事項で別に条例で定めるものを議決します。

2 議会は、市の意思決定機関であるとともに、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する機能を果たすものとします。

（議会の責務）

第23条 議会は、市民との情報共有及び意見交換を図り、開かれた議会運営に努めなければなりません。

2 議会は、広く市政を調査するとともに市民の意思を把握し、政策形成機能の強化とその活用にも努めなければなりません。

（議員の役割及び責務）

第24条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、その責務を果たすため、自己の研さんに努めなければなりません。

第3節 市長及び市職員

（市長の役割及び責務）

第25条 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、市民全体の福祉の向上のために権限を適正に行使するとともに、この条例に定める基本理念及び基本原則にのっとり、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。

(市職員の責務)

第26条 市職員（以下「職員」といいます。）は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

3 職員は、自らも市民としての自覚を持ち、積極的に地域活動等に参加するよう努めなければなりません。

4 職員は、地域の課題解決に向け、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うよう努めなければなりません。

第8章 市政運営

(総合計画)

第27条 市は、この条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、市の最上位計画として、基本構想、基本計画及び行動計画により構成される総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政を運営するものとし、

2 市は、総合計画の策定、見直し及び進行評価に当たっては、市民の意見の適切な反映に努めるため、広く市民の参画を得るものとし、基本構想については、別に条例で定めるところにより、議会の議決を経るものとし、

3 市は、個別政策分野に係る計画を策定するときは、総合計画との整合を図るものとし、

4 市は、総合計画について市民への周知を図り、その進行管理を適正に行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを図らなければなりません。

(説明責任)

第28条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階における過程及び結果について市民に分かりやすく説明するものとし、

(応答責任)

第29条 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、迅速かつ適切に対応するものとし、

(行政組織)

第30条 市は、市民に分かりやすく、簡素かつ機能的な組織を編成するとともに、組織相互の連携、情報交換等が適切に行われるよう努めなければなりません。

(人事政策)

第31条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければなりません。

2 市は、職員の能力の向上のための研修推進体制を充実し、自己研さんのための機会の保障に努めるとともに、人事考課制度を有効に活用することにより、多様化する公共的課題に対応できる職員の人材育成を図らなければなりません。

(政策法務)

第32条 市は、自主的かつ自律的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を行使するとともに、法令等の適切かつ自主的な解釈及び運用に努めなければなりません。

(法令遵守及び公益目的通報)

第33条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を確保するため、法令遵守制度について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(行政手続)

第34条 執行機関は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保及び透明性の向上を図らなければなりません。

(危機管理)

第35条 執行機関は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に災害等の不測の事態に備えるとともに、的確に対応するための体制を整備しなければなりません。

2 執行機関は、災害等の発生時には、市民及び関係機関と連携し、速やかに状況を把握し、的確に対処しなければなりません。

3 市民は、災害等の発生時には、自らの安全を確保するとともに、果たすべき役割を認識し、相互に協力して対処しなければなりません。

(財政運営の基本方針)

第36条 市長は、総合計画を実現するための財政計画を定めるとともに、行政評価を踏まえ、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営を行わなければなりません。

(予算編成、執行及び決算)

第37条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、本条例及び総合計画を踏まえ、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市長は、予算の編成方針を明らかにするとともに、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう分かりやすく情報を提供するものとしします。

(財産管理及び財政状況の公表)

第38条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、分かりやすく公表しなければなりません。

(行政評価)

第39条 執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を図るため、市の政策等について行政評価を行うよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表しなければなりません。

2 執行機関は、行政評価の実施に当たっては、必要に応じて市民等が参画する外部評価を実施するものとします。

第9章 連携

(国及び兵庫県との連携)

第40条 市は、自律した自治体として国及び兵庫県と対等の立場に立ち、適切な役割分担を行いながら、連携して自治の推進に努めるものとします。

(他の自治体等との連携)

第41条 市は、共通する地域課題の解決及び効率的、効果的な行政運営を行うため、他の自治体等と積極的に連携するものとします。

(国際及び国内交流)

第42条 市民及び市は、平和と人権を重んじる国際社会の一員としての自覚を持ち、環境や経済、文化、教育など各分野において、国内及び海外の自治体や市民団体等との交流及び連携を進めるものとします。

第10章 条例の位置付けと見直し

(条例の位置付け)

第43条 この条例は、本市における自治についての基本規範であり、市民及び市は、この条例を遵守しなければなりません。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければなりません。

(条例の運用及び見直し)

第44条 市長は、この条例を適正に運用するとともに、社会情勢の変化等に応じ、適切な時期に検討を行い、その結果に基づき見直し等の必要な措置を講ずるものとします。

2 市長は、前項に規定する検討等を行うに当たっては、市民の参画を得るものとします。

西脇市自治基本条例市民フォーラムについて（案）

1 実施時期について

実施時期	メリット	デメリット
平成24年8月 (パブコメ前)	パブコメ実施に向け市民の関心を高め、広く市民の意見を反映することができる。	準備期間が短い。
平成24年9月 (パブコメ中)	パブコメの中だるみの時期に実施することで、自治基本条例への関心を高めるとともに、パブコメへの反響が期待できる。	フォーラム実施後のパブコメ期間が短くなる。
平成24年10月～11月	パブコメ終了後の自治基本条例の広報として行うもので、条例制定に向け市民の関心を高めることができる。	フォーラムでの市民の意見を反映することができなくなる。
平成25年1月～3月	自治基本条例施行に向け市民の関心を高めることができる。	議決時期が未定であるため、議会審議中に開催することに問題がある。
平成25年4月～5月	自治基本条例が制定されたことを広く市民に広報することができる。	

2 検討・実施体制について

西脇市自治基本条例検討委員会に「（仮称）西脇市自治基本条例市民フォーラム実行委員会」を設置し、内容の検討及び実施主体となる。

